

静岡県公立大学法人事務決裁規則

平成19年4月1日 規則第6号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日

平成31年4月1日、令和4年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の事務処理に関し、その決裁の区分、手続等を定めることにより適正かつ合理的な事務処理の遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、静岡県公立大学法人組織規則（平成19年規則第5号）の例による。

- (1) 決裁 理事長又はこの規則に基づき理事長の権限を委任された者（以下「専決者」という。）が、自己又は理事長の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 専決者が自己の権限に属する事務について決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長又は専決者が不在の場合において、この規則に定めるものが決裁することをいう。
- (4) 不在 理事長又は専決者が出張、疾病その他の事故により決裁することが不可能な状態をいう。

(類推による専決)

第3条 この規則に専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規則に準じて専決することができる。

(重要事項等の専決留保)

第4条 この規則に定める専決事項であっても次の各号の一に該当するときは、理事長又は上司の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるとき。
- (3) 疑義若しくは重大な紛議があるとき、又は処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 専決者において、上司が特に事案を了知しておく必要があると認めるとき。
- (5) あらかじめその処理について特に指示を受けたもの。

2 前項の規定により決裁を求められた者は、自らこれを決裁し、又は、その上司の決裁を求めなければならない。

(専決事項に関する報告)

第5条 事務の専決を行う者は、専決した事務のうち特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その内容を整理して上司に報告しなければならない。

い。

(合議)

第6条 他の部局に関係のある事案の処理については、必要に応じて関係のある他の部局長に合議しなければならない。

2 合議は起案文書を回付して行う。

3 起案文書の回付を受けた他の部局長は、速やかに内容を検討し、必要がある場合は、意見を付して起案者に返却しなければならない。

4 相互の部局に合議した事項であってその事案に関し意見が合致しないときは、理事長が決する。

第2章 専決事項

第1節 学長

(学長の専決事項)

第7条 学長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 教育活動における学事計画及び教育指導計画に関すること。

(2) 研究活動における研究計画及び研究費に関すること。

(3) 前2号に掲げるほか、教育及び研究活動に関すること。

(4) 教育研究審議会委員に関すること。

(5) 教育研究審議会の招集に関すること。

(6) 中期計画、年度計画、諸規程の改廃、教育課程の編成に関する方針その他の教育研究審議会の議案に関すること。

(7) 学生募集及び入学試験に関すること。

(8) 学生の就職に関すること。

(9) 学校保健法（昭和33年法律第56号）第13条の規定による伝染病予防上必要がある場合における臨時の休業

(10) 静岡県公立大学法人職員就業規則（平成19年規則第16号）第2条第2号に規定する教員（以下「教員」という。）に対する出張の命令

(11) 教員に対する年次有給休暇に係る時季変更

(12) 教員に対する介護休業及び特別休暇の承認

(13) 教員に対する部分休業の承認

(14) 教員に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更

(15) 教員に対する代休日の指定

(16) 教員に対する時間外勤務又は休日勤務の命令

(17) 教員の深夜勤務の制限の申請に対する業務に支障がない旨の通知

(18) 前各号に準ずる事項に関すること

2 前項の決裁事項は、必要に応じ副学長、学部長、大学院研究科長、大学院学府長、大学院研究院長、短大部部長、附属図書館長、学生部長に専決させることができる。

第2節 理事（総務担当）

(理事（総務担当）の専決事項)

第8条 理事（総務担当）が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長に対する出張の命令
- (2) 事務局長に対する年次有給休暇に係る時季変更
- (3) 事務局長に対する介護休業及び特別休暇の承認
- (4) 事務局長に対する部分休業の承認
- (5) 事務局長に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更
- (6) 事務局長に対する代休日の指定
- (7) 事務局長に対する時間外勤務又は休日勤務の命令
- (8) 事務局長の深夜勤務の制限の申請に対する業務に支障がない旨の通知
- (9) その他理事（総務担当）が決裁することが適当と認められる事項

第3節 事務局

（事務局長の専決事項）

第9条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局次長、短大部事務部長、部長及び副部長（以下この条において「事務局次長等」という。）に対する出張の命令
- (2) 事務局次長等に対する年次有給休暇に係る時季変更
- (3) 事務局次長等に対する介護休業及び特別休暇の承認
- (4) 事務局次長等に対する部分休業の承認
- (5) 事務局次長等に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更
- (6) 事務局次長等に対する代休日の指定
- (7) 有期雇用職員の採用又は解雇
- (8) 静岡県情報公開条例第11条第1項及び第2項の規定による公文書を開示するかどうかの決定並びに第13条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長
- (9) 静岡県個人情報保護条例第21条第1項及び第3項の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定並びに第23条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長並びに第31条第1項及び第2項の規定による保有個人情報の訂正をするかどうかの決定並びに第32条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長並びに第38条第1項及び第2項の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定並びに第39条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長
- (10) 事務局の職員の事務分担
- (11) 事務に関する進達、報告、照会又は回答
- (12) その他事務局長が決裁することが適当と認められる事項

2 事務局長が専決できる事項は、必要に応じ事務局次長、短大部事務部長並びに各部長又は副部長に専決させることができる。

（各部長の専決事項）

第10条 各部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 各部の参事、技監、室長、室長代理、分室長及び副参事に対する出張の命令

- (2) 各部の参事、技監、室長、室長代理、分室長、副参事、室長補佐及び主幹（以下この条において「参事等」という。）に対する年次有給休暇に係る時季変更
- (3) 参事等に対する介護休暇及び特別休暇の承認
- (4) 参事等に対する部分休業の承認
- (5) 参事等に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更
- (6) 参事等に対する代休日の指定
- (7) 参事等に対する時間外勤務又は休日勤務の命令
- (8) 参事等の深夜勤務の制限の申請に対する業務に支障がない旨の通知
- (9) その他所管に属する事務で定例的で軽易なものに属すること
(各室長の専決事項)

第11条 各室長及び分室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 各室の室長補佐、主幹、主査、主任、副主任及び主事に対する出張の命令
- (2) 各室の主査、主任、副主任及び主事（以下この条において「主査等」という。）に対する年次有給休暇に係る時季変更
- (3) 主査等に対する介護休業及び特別休暇の承認
- (4) 主査等に対する部分休業の承認
- (5) 主査等に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更
- (6) 主査等に対する代休日の指定
- (7) 主査等に対する時間外勤務又は休日勤務の命令
- (8) 主査等の深夜勤務の制限の申請に対する業務に支障がない旨の通知
- (9) その他所管に属する事務で定例的で軽微なものに属すること
(総務室長の専決事項)

第12条 総務室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員（短大部総務室長にあつては短大部職員に限る。以下この条において同じ。）の諸手当の支給の額の認定
- (2) 職員に対する証明書等の交付
(学生室長等の専決事項)

第13条 学生室長及び学生室長代理が専決できる事項は、次のとおりとする。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第7条第1項の規定による免許状の授与又は教育職検定を受けようとする者の請求があつた場合における学力等に関する証明書の発行

第3章 代決

(代決)

第14条 理事長が不在のときは理事（総務担当）がその事務を代決する。

- 2 学長が不在のときは、副学長がその事務を代決する。
- 3 理事（総務担当）が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 4 事務局長、事務局次長が不在のときは、あらかじめ指定した職員がその事務を代決する。

(代決の制限)

第15条 前条の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ事務処理の方針を示された場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(後閲)

第16条 前条ただし書の規定により代決した場合は、代決者において速やかに決裁者の後閲を受けなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。